

神奈川県社会的養育推進計画に係る指標等について

柱 1 子どもの権利擁護の推進

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(2)	社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	<p><子ども></p> <p>【把握する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発を行った人数／一時保護及び措置・委託人数 ・実施回数 <p>【把握方法】</p> <p>かながわ子どもの声センター、児童相談所、各施設への照会</p> <p><職員></p> <p>【把握する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施職員数／対象職員数 ・実施回数 <p>【把握方法】</p> <p>かながわ子どもの声センター、児童相談所、各施設への照会</p>	<p><子ども></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護及び措置・委託を行う子ども全員に対し、権利擁護の仕組み、職員の守秘義務、発した意見の扱われ方について啓発プログラムの実施 ・措置／保護中の子どもに対しては権利ノートにより年1回以上説明 <p><職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員、異動職員に対して年度当初の研修実施 ・その他職員に対しても年1回以上の実施 	<p><子ども></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員への研修により一時保護及び措置・委託に当たって子どもの権利を伝えることの重要性を浸透させる。 ・子ども側の受け止め（説明があったか、理解できたか）の職員へのフィードバック <p><職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を伝えることの重要性の普及啓発 ・受講率や理解度を把握し、実施回数や実施時期、研修内容の見直し ・施設職員に対しては虐待対策支援課の人権研修を活用
2	(2)	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度	イ No.2 の意見表明等支援事業に係るアンケートで、子どもの権利についても確認	イ No.2 に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護に関する分かりやすい啓発の実施 ・インケアにおいて機会をとらえた権利の説明
3	(2)	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度			
4	※	子ども会議の開催		年1回の開催を目指す	ピア・アドボカシー、システム・アドボカシーの場の検討
5	※	記録の保存期間の延長		現行の規定上、最大30年保存とすることが可能	電子化を原則。保存する資料の範囲、管理方法については引き続き調整を必要とする。期間については、当事者の「出自を知る権利」「刑事訴訟法の控訴期限の延長」を踏まえた設定を行う。

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(2)	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	<p><利用可能な子ども> 利用可能な子ども数/一時保護及び措置・委託人数</p> <p><利用した子ども> 利用した子ども数/一時保護及び措置・委託人数</p> <p>意見表明等支援事業の実績に基づき把握</p>	<p><利用可能な子ども> 対象となる子ども全員が利用可能</p> <p><利用した子ども> 十分な事業の周知を図った上で、希望する子どもが全員利用できる量を見込む。</p> <p>一時保護所：2回/月→2回/週 施設：2回/年→2回/月 里親家庭：24家庭/年→必要数 随時：10回→必要数</p>	実績に基づき、訪問回数や意見表明等支援員の増を検討
2	(2)	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	<p>※「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書」に基づきアンケート実施を想定</p> <p>① 事業を利用したことのある子どもの割合 ② 事業を利用することで意見を表明できた子どもの割合 ③ 意見が大切に扱われたと感じる子どもの割合 ④ 意見表明後の対応について説明を受けた子どもの割合 ⑤ 意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じる子どもの割合 ⑥ 日ごろから意見を表明できる子どもの割合 ⑦ 日ごろから意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合 ⑧ 日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合 ⑨ 事業を利用できる子どもの人数 ⑩ 事業を利用できる子どものカバー率 ⑪ 事業を認知している子どもの割合 ⑫ 事業を利用しやすいと感じる子どもの割合 ㉘ 第三者への事業委託の有無</p>	<p>① 利用したいが利用できなかった子どもゼロ② 100%</p> <p>③ 十分70%ほぼ30% ④ 100%</p> <p>⑤ 十分70%ほぼ30%</p> <p>⑥ 十分70%ほぼ30% ⑦ 十分70%ほぼ30%</p> <p>⑧ 100%</p> <p>⑨ ⑩から算出 ⑩ 100% ⑪ 100% ⑫ 十分70%ほぼ30%</p>	<p>・意見表明等支援事業等を通じた子どもへの制度の周知</p> <p>・現行方式で中立性を保ちつつ、第三者委託に向けた想定時期を設定</p>
3	※	援助方針づくりへの子ども自身の参画	援助方針づくりへの子ども自身の参画形態・状況を把握	子どもが希望する形（本人の会議出席を含む）での参画を実現	実態を把握した上で、子どもが希望する形（本人の会議出席を含む）で参画できる体制の整備（意見表明支援事業からの展開）
4	※	自立支援計画づくりへの子ども自身の参画	自立支援計画づくりへの子ども自身の参画形態・状況を把握		

ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(2)	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数	体制の整備状況 申立件数	体制の整備、子ども全員への周知	体制の整備・対象となる子どもへの制度の周知（権利擁護、意見表明等支援事業と併せて説明）
2	(2)	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・計画改定に係るワーキンググループへの社会的養護経験者の参画。 ・施設措置、里親委託、一時保護中の子どもに対するアンケート及びヒアリングの実施。	・計画改定に係るワーキンググループへの社会的養護経験者1名以上の参画 ・アンケートについては、サンプリング調査とするか全数とするか検討	・社会的養護経験者を計画改定に係るワーキンググループの構成員とする（済） ・アンケートは権利擁護、意見表明等支援事業と併せて実施、ヒアリングは子ども会議の場を活用

エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	※	体罰が法律で禁止されたことを知っている人の割合、しつけのために子どもを叩くことが必要だと思っている人の割合	体罰に関する意識調査の実施	年々改善されることを目指す。	普及啓発活動の継続

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(11)②	児童相談所の管轄人口	神奈川県年齢別人口統計調査により把握 R5. 1. 1 時点人口で、中央 74 万、平塚 58 万、鎌三 30 万、小田原 33 万、厚木 54 万、大綾 33 万	管轄人口 100 万人までの範囲が目安とされているが、管轄人口 100 万人以下の児童相談所が存する地域についても概ね 50 万人以下とするよう管轄区域の見直しを積極的に検討することとされている。	検討中
2	(11)②	第三者評価を実施している児童相談所数	・児童相談所数 ・既に第三者評価を実施している児童相談所数 ・第三者評価の実施頻度	3 年度ごとに 1 か所の実施を目指す。	すべての児相において基本 3 年ごとに実施できるよう第三者評価機関の開拓。 ※一時保護施設併設の児童相談所 1 所＋ 単体児童相談所 1 所を想定
3	(11)②	児童福祉司、児童心理司の配置数	・児童相談所の相談対応件数 ・児童相談所の管轄人口 ・人口当たりの児童福祉司・児童心理司数 →配置基準（人口 3 万人当たり児童福祉司 1 人＋ 虐待相談対応件数による加算、児童福祉司 2 人 に児童心理司 1 人） ・常勤、非常勤職員数および割合 ・支援ケースを直接担当する職員数および割合	児童福祉司、児童心理司が職員定数を下回っている状況であり、定数を充足することを目指すとともに、本計画に位置付けられる取組を実施するのに必要な人員を見込む。	児童相談所の人員については、引き続き適 正な配置ができるように、人事当局とも調 整を進めていく。
4	(11)②	市町村支援児童福祉司の配置数	・児童相談所数 ・児童相談所管内の担当する市区町村数	業務量に対する適正な人数を検討	法定の市町村支援児童福祉司は虐待対策 支援課に 1 名だが、各所、要対協出席等 に対応できている。
5	(11)②	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	・児童福祉司数 ・児童福祉司としての勤務年数	スーパーバイザー 1 人につき児童福祉司 5 人と されているところ、神奈川県では 7.9 人とな っており、基準を満たすことを目指す必要がある。	指導的立場の職員を確保するには、経験年 数が低い段階での経験が有益なものであ る必要がある。そのための人材育成を県と して検討していく。
6	(11)②	医師の配置数	医師の配置数	業務量に対する適正な人数を検討	医師配置体制の強化
7	(11)②	保健師の配置数	保健師の配置数	業務量に対する適正な人数を検討	保健師配置体制の強化
8	(11)②	弁護士の配置数	弁護士の配置数	業務量に対する適正な人数を検討	R7. 6～の一時保護開始時の司法審査に向 けて対応や課題等を整理した上で、配置体 制の強化

9	(11)②	こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員数・こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の年間受講者数	通常業務への影響を考慮しながら、受講者数を決定	資格取得の促進
10	(11)②	専門職採用者数	・現在の各専門職の採用者数 →社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保育士、保健師、看護師、医師など ・各専門職の正規・非正規割合 ・児童相談所の相談対応件数 ・児童相談所の管轄人口 ・人口当たりの児童福祉司数、児童心理司数	欠員の充足を目指すとともに、本計画に位置付けられる取組みを実施するのに必要な人員を見込む。	欠員補充は随時行う。法定の人数については人事当局と連携し採用に努める。福祉職全体の採用困難な状況のため、正規職員を念頭に置きながら、柔軟な雇用体制の中で、児童相談所の機能の維持に努める。

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

No.	国要領番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(6)	一時保護施設の定員数	一時保護施設の定員数 現状 80 名（平塚 25 名、厚木 25 名、大綾 30 名）	・現に不足している定員の早急な確保（R5:年間平均入所率 118%） ・計画期間中に、今後の保護ニーズを満たす定員分の確保（過去の増加率を基に算出）	検討中
2	(6)	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	・緊急一時保護を行った里親数の実績 ・緊急一時保護を受けられる里親数 ・一時保護を受けた施設数の実績 ※施設は一時保護用の定員を確保していないため、利用可能数を把握することは困難（児相への照会により把握）	一時保護目的に合致した一時保護先を確保するのに必要な里親等の数を見込む。	多様な里親の確保 ・一時保護委託を受けている里親等の養育を児童福祉施設等が支援する体制の整備 ・児童福祉施設等の一時保護専用施設の設置検討や空きスペース等を活用した一時保護委託の受入れ促進
3	(6)	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	・受講職員数／対象職員数 ・実施回数	対象職員全員が受講する必要がある。	研修体系の見直し 会計年度職員まで含めた研修の実施 ※常勤職員だけでなく、非常勤職員や夜間指導員も対象とする
4	(6)	第三者評価を実施している一時保護施設数	・一時保護施設数 ・既に第三者評価を実施している一時保護施設数 ・第三者評価の実施頻度	3 か年度ごとに 1 回以上受審することが望ましいとされている。	3 か所の保護所について毎年度 1 か所実施
5	※	通学ができていない一時保護中の子ども数	・通学を希望している子ども数 ・通学ができていない子ども数	通学を含めた教育権の保障をさらに進める。	・広域的な児相での実践例の収集、検討 ・教育との連携に向けた調整

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(3)①	こども家庭センターの設置数	R6. 4. 1 設置済み 19 市町、設置予定あり 6 市町、未定 4 町村	全市町村での設置	設置未定町村への支援、共同設置の検討
2	(3)①	こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	・対象職員数 ・研修実施回数、受講者数	職種、業務内容に応じて受講すべき研修を設定し、カバー率を把握	研修体系の見直し
3	(3)①	都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	人事交流の実施状況	市町村のニーズを把握した上で設定	R5～大和市で行っている市町村連携モデル事業（児相職員が市町村に出向く）の展開
4	(3)①	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	各市町村のサポートプラン策定対象児童数とサポートプラン策定数	各市町村の計画における目標値	サポートプラン策定状況の実態把握、好事例の共有
5	(3)②	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	各市町村の家庭支援事業（6事業）の確保方策	各市町村の計画における目標値	市町村のニーズの把握、県所管児童養護施設等との協働による家庭支援事業実施の促進
6	(3)②	市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親・FH 数、市町村の子育て短期支援事業の事業量の見込み	市町村へのニーズの確認	里親への説明及び意向確認、市町村との情報共有体制の構築
7	(3)③	児童家庭支援センターの設置数	・市区町村の虐待相談対応件数 ・市区町村における要保護・要支援児童数、特定妊婦数等 ・一時保護実施件数 ・里親委託解除後及び施設退所後の子どもの数 ・乳幼児の健康診査等で支援が必要と判断された子ども数 ・不登校児童生徒数 ・里親登録（認定）数	市町村へのニーズの確認、将来的には全市町村の要対協に参加可能な数の設置	・児童相談所、市町村との役割分担の明確化 ・県所管児童養護施設等との協働による開設促進（ショートステイと併せての実施） ・県所管域で2か所からスタートし、児童相談所単位での設置を視野に検討を進める。
8	(3)③	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	・児童家庭支援センターの設置数、職員数 ・一時保護数 ・里親委託解除後及び施設退所後の子どもの数	委託・措置解除の子どもの指導措置は児家センが担うことを想定するが、本県は児家センが現状設置されていないため、設置後の状況を見て委託件数の目標を設定する	市町村と児童相談所と児家センの連携体制を構築し、家族の状況に併せた相談体制を作っていく。
9	(3)③	市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	・児童家庭支援センターの設置数 ・市区町村における家庭支援事業の事業量の見込み	市町村へのニーズの確認	本県においては、児童家庭支援センターは児童養護施設等に併設する形が想定されるため、本体施設における事業実施となる。

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(9)①	施設で養育が必要な子ども数の見込み	里親等での養育が困難な状態にあるケアニーズの高い児童数（病院、施設等で一時保護や入所措置となっている児童のケアニーズの高さを把握）。	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護及び代替養育の状況から、虐待相談及びその他の相談の受付件数の増を加味して社会的養護の子ども数を見込む。 乳児院の場を利用した家庭復帰、里親委託前のアセスメントを必要とする子ども数 地域性（社会資源の有無や量）を考慮した上で、受け入れ数を見込む。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような子どもが施設入所を必要とするのかという認識の明確化
2	(9)②	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	<ul style="list-style-type: none"> ■施設数 <ul style="list-style-type: none"> 施設で養育が必要な子ども数の見込み 現在地域小規模児童養護施設を持つ施設数 ■入所児童数 <ul style="list-style-type: none"> 施設で養育が必要な子ども数の見込み 現在施設へ入所している児童数 現在小規模化した施設、地域小規模児童養護施設へ入所している児童数 小規模化した施設、地域小規模児童養護施設の各定員数 ■退所児童数 <ul style="list-style-type: none"> 小規模化した施設、地域小規模児童養護施設から家庭復帰や里親等へ措置変更となった児童数 	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討
3	(9)②	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	都道府県として推進計画上見込むべき、多機能化、機能転換を目指す加配施設数	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討
4	(9)②	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	都道府県として推進計画上見込むべき、多機能化、機能転換を目指す実施施設数	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討
5	(9)②	市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	<ul style="list-style-type: none"> 各市区町村における家庭支援事業の見込み量 管内の乳児院、児童養護施設、母子生活施設等に対し、家庭支援事業を委託できる施設数 	市町村へのニーズの確認	市町村のニーズと児童養護施設等の意向のマッチング

オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(4)	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠相談窓口における相談件数 ・要対協に登録されている特定妊婦の数 ・居場所事業の部屋数 ・妊娠の届出時期が後半の妊婦数 ・産後ケア事業、産前・産後ヘルパー派遣事業の利用者数 ・児童相談所における対応件数（妊婦、1歳未満の子どもの相談受理件数） 	左記の件数から必要量を算出	計画期間中に1か所以上の開設を目指す。
2	(4)	助産施設の設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設の入所者数 ・助産施設の入所率・入所状況 ・助産施設の入所を断った件数 ※県所管 11 施設（定員 26）	各市・保健福祉事務所への照会により現状を把握	利用困難事例への対応策の検討、各市・保健福祉事務所への情報共有
3	(4)	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県下の産科医療機関、行政機関の職員数 ・現行の研修の実施回数、受講者数 	妊婦支援担当部署との調整	研修体系の見直し

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進

ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(7)①	こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・専門チームの設置 ・親子再統合プログラムと、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐケースマネジメント（措置ケース全体）の位置づけや手順の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーマネンシー保障チーム設置 ・ケース数に応じた親子支援チームの拡充 	パーマネンシー保障に向けたケースマネジメントを担うチームの設置に向けた検討
2	(7)②	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の一時保護実施件数及び措置・委託件数 ・一時保護及び、措置・委託中のこども数 ・既存の親子再統合支援に関わる事業・プログラムの実施件数、対象児童数 	プログラムの実施状況の把握	プログラムの拡充に向けた検討
3	(7)②	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・専門チームの設置 	親子支援チームは設置済みだが、体制が十分か検討	体制の強化の検討
4	(7)②	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の職員数 ・現行の研修の年間実施回数、受講者数 	現状の把握と改善の検討	研修体系の見直し
5	(7)②	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備		現状の把握と改善の検討	研修体系の見直し
6	(7)②	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備		保護者支援プログラムについての調査、検討	検討中
7	(7)③	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	<ul style="list-style-type: none"> ・措置・委託中の子ども数のうち、親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケース数 ・これまでの児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数 	特別養子縁組が適当な子どもが、確実に縁組できる。	検討中
8	(7)③	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	<ul style="list-style-type: none"> ・措置・委託中の子ども数のうち、親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケース数 ・これまでの民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数 	現状の把握と改善の検討	検討中
9	(7)③	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備		現状の把握と改善の検討	検討中

10	(7)③	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備		現状の把握と改善の検討	検討中
11	(7)③	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	・児童相談所の職員数 ・現行の研修の年間実施回数、受講者数	現状の把握と改善の検討	研修体系の見直し

イ 里親等への委託の推進

No.	国要領番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(8)①	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率 里親不調の状況 	里親委託がその子の最善の利益であると判断された子どもが全員里親委託できる量(公的保護方向決定時の判断+施設措置中の子どものうち里親委託すべき子ども数)	<ul style="list-style-type: none"> 児相の里親支援体制の強化 里親支援センターの設置 里親研修の充実 里親への一時保護委託、ショートステイの実施 児童養護施設等による里親支援の強化
2	(8)①	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	<p>【全体の里親登録(認定)数の見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 里親等委託が必要な子ども数 里親1人(家庭)当たりの平均受託児童数 <p>【種別ごとの里親数】</p> <ul style="list-style-type: none"> *専門里親数 <ul style="list-style-type: none"> 新規及び措置中の児童のうち、専門里親による養育が必要な子ども数 *養子縁組里親数 <ul style="list-style-type: none"> 新規及び措置中の児童のうち、養子縁組が必要な子ども数 目標とする養子縁組成立件数(もしくは養子縁組里親委託数) *養育里親数 <ul style="list-style-type: none"> 全体の里親登録(認定)数-「養子縁組里親数」-「親族里親数」 	<p>現行計画では、年々里親の稼働率が向上する前提で、R11時点の委託子ども数/里親登録数を約75%としている。しかし、委託のある里親の割合は県で40%、全国平均で30%程度であり、複数委託を考慮に入れても、子ども数の2倍程度の里親数が必要と考えられる。</p> <p>専門里親については、本計画期間中に増えていないが、障がいを持つ子どもなどの里親委託ニーズがあるため、改めて必要数を算出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 里親支援体制の強化 ターゲットを絞った里親普及啓発
3	(8)①	ファミリーホーム数	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託が必要な子ども数から、里親養育ができない子ども数を引いた子ども数 	家庭と同様の養育環境かつ複数の子どもがいる環境での養育が適している子どもの数	児童養護施設職員等の専門職に対する里親普及啓発

4	(8)①	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の里親登録数（登録希望者数） ・開催1回当たりの審議件数 ・里親の登録待機状況（登録を待っている里親数） 	現状では、児童福祉審議会が審議しきれない状況にはないが、十分な里親数確保を行うために必要な開催数（おおむね1回あたりの審議件数が10件程度）を見込む。	必要に応じた開催回数の増
5	(8)②	里親支援センターの設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄人口 ・管轄面積 ・里親支援センターの職員数 ・管轄区域における里親登録数 ・職員1人あたりの担当里親数 	児童相談所が児童養護施設と連携して、所管区域ごとに家庭養育支援センターを設置して里親支援を行う体制を構築してきたことを活かし、これまでの体制を発展させる形での里親支援センター開設を目指す。	民間運営の里親支援センターの開設を目指し、児童相談所の体制整備とフォスタリング機関等との協議を進める。
6	(8)②	民間フォスタリング機関の設置数	同上	児相所管区域ごとに1所	里親支援センター開設後の役割分担の整理
7	(8)②	児童相談所における里親等支援体制の整備	担当係の配置	各児童相談所に里親担当職員を配置しているが、里親支援が十分でない。	里親委託を推進するチームの設置に向けた検討を進める。
8	(8)②	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる里親登録（認定）数 ・現在の研修の実施回数、受講者数 	里親へのアンケートにより実施量を検討	研修の体系化

ウ 児童養護施設等の高機能化等

No.	国要領番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(9)①	施設で養育が必要な子ども数の見込み	里親等での養育が困難な状態にあるケアニーズの高い児童数（病院、施設等で一時保護や入所措置となっている児童のケアニーズの高さを把握）。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護及び代替養育の状況から、虐待相談及びその他の相談の受付件数の増を加味して社会的養護の子ども数を見込む。 ・地域性（社会資源の有無や量）を考慮した上で、受け入れ数を見込む。 	・どのような子どもが施設入所を必要とするのかという認識の明確化
2	(9)②	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	<ul style="list-style-type: none"> ■施設数 <ul style="list-style-type: none"> ・施設で養育が必要な子ども数の見込み ・現在地域小規模児童養護施設を持つ施設数 ■入所児童数 <ul style="list-style-type: none"> ・施設で養育が必要な子ども数の見込み ・現在施設へ入所している児童数 ・現在小規模化した施設、地域小規模児童養護施設へ入所している児童数 ・小規模化した施設、地域小規模児童養護施設の各定員数 ■退所児童数 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模化した施設、地域小規模児童養護施設から家庭復帰や里親等へ措置変更となった児童数 	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討

3	(9)②	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	・都道府県として推進計画上見込むべき、多機能化、機能転換を目指す加配施設数	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討
4	(9)②	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	・都道府県として推進計画上見込むべき、多機能化、機能転換を目指す実施施設数	施設の意向も踏まえ検討	施設の意向も踏まえ検討
5	(9)②	市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	・各市区町村における家庭支援事業の見込み量 ・管内の乳児院、児童養護施設、母子生活施設等に対し、家庭支援事業を委託できる施設数	市町村へのニーズの確認	市町村のニーズと児童養護施設等の意向のマッチング

エ 障害児入所施設における支援

No.	国要領番号	指標	把握すべき内容、把握方法
1	(12)	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	福祉型障害児入所施設 7 施設中、小規模グループケア実施 3 施設
2	(12)	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	福祉型障害児入所施設定員 296 人、在籍 266 人中、小規模グループケア定員 82 人、在籍 72 人

柱4 社会的養育経験者等の自立支援の推進

ア 社会的養育経験者等の自立支援ニーズの把握と支援

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(10)①	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	潜在数については、生活困窮、教育、若者支援など関連分野のデータから推計。 実情把握については、ケアリーバーに対する自記式調査、施設・里親に対する他記式調査で把握。	16歳以上の社会的養護を受けている人数＋社会的養護を受けずに自立援助ホームを利用する割合＋潜在的な利用者（他県からの転居含む） ＋年齢要件撤廃の影響	関連分野との連携、実態把握調査の実施
2	※	地域資源の見える化	自立後も利用できる地域資源を把握し、支援者及び当事者に共有する。		庁内関係部署及び市町村から情報収集し、整理する。

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

No.	国要領 番号	指標	把握すべき内容、把握方法	必要量・目標の考え方	必要量確保・目標達成のための取組
1	(10)②	児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み 各施設類型それぞれの入所定員数 措置延長を利用する児童数 現行の社会的養護自立支援事業の利用者数 	16歳以上の社会的養護を受けている人数＋社会的養護を受けずに自立援助ホームを利用する割合＋潜在的な利用者（他県からの転居含む） ＋年齢要件撤廃の影響	好事例の展開
2	(10)②	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（項目10の①） 社会的養護自立支援拠点事業を利用する実人数・相談対応件数（前年度数値等を踏まえて） 社会的養護自立支援拠点事業の配置職員数 	ケアリーバー実態把握調査結果等を基にニーズを把握し、あすなろでの利用実績を勘案して必要拠点数を見込む（＋2拠点程度を想定）	担い手の開拓
3	(10)②	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	社会的養護自立支援協議会の設置状況	社会的養護自立支援実態把握事業の実施のためには必要	構成員を検討し、要綱策定、必要に応じて予算確保（当事者謝金）
4	※	記録の保存期間の延長（再掲）		現行の規定上、最大30年保存とすることが可能	電子化を原則。保存する資料の範囲、管理方法については引き続き調整を必要とする。期間については、当事者の「出自を知る権利」「刑事訴訟法の控訴期限の延長」を踏まえた設定を行う。